

天災補償特約・熱中症補償特約・食中毒補償特約・賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約付普通傷害保険〔損害保険〕

※配当金の還付はありません。

のご案内

保険の概要

『普通傷害保険』は、国内外を問わず、被保険者(保険の対象となる方)が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いする保険です。また、偶然な事故により他人を死傷させたり、他人の財物を壊してしまったり、日本国内で電車等を行行不能にさせたりして法律上の損害賠償責任を負った場合に被保険者(保険の補償を受けられる方)が被害者に支払うべき損害賠償金、訴訟費用等を補償します。

交通事故に遭い骨折した。

濡れた床で滑ってケガをした。

スキー中に転倒、アキレス腱が切れた。

飼い犬が他人に噛みつき、ケガをさせた。

自転車で通行人にぶつかり、ケガをさせた。

※仕事上の事故を除きます。

傷害事故の例

賠償事故の例

加入資格

「グループ保険」に本人の退職日直前まで継続してご加入の本人および配偶者(保険期間開始日現在、満15歳～満75歳までの方)なお、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

保険期間

保険料のお払い込みがあった月の翌月1日から10年間です。※保険契約申込書にてご確認ください。

補償内容・保険料

職業・職務		無職・教員・事務・販売など				農業・自動車運転手・建設作業者など			
職種級別		A級(危険の少ない職業)				B級(危険の大きい職業)			
申込型		10G型	20G型	30G型	40G型	10G型	20G型	30G型	40G型
一時払保険料		10万円	20万円	30万円	40万円	10万円	20万円	30万円	40万円
備 害	死亡・後遺障害保険金	276.5万円	671.9万円	1,156.0万円	1,756.9万円	155.0万円	230.7万円	487.6万円	986.8万円
	入院保険金日額	4,000円	7,000円	8,500円	10,000円	2,000円	6,000円	7,000円	8,000円
	通院保険金日額	1,000円	2,000円	3,000円	3,500円	1,000円	2,000円	3,000円	3,000円
	手術保険金	2.0・4.0万円	3.5・7.0万円	4.25・8.5万円	5.0・10.0万円	1.0・2.0万円	3.0・6.0万円	3.5・7.0万円	4.0・8.0万円
賠償責任保険金		1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円

※補償額は職種級別により異なります。職種級別は、お仕事の内容に応じて決まります。ご退職後もお仕事をされる方で、職種級別について不明な場合は取扱代理店までお問い合わせください。

※保険契約締結後、職業・職務の変更があった場合は、遅滞なく取扱代理店へお申し出ください。例えば、A級職種→B級職種への変更の場合、保険料の差額について追加保険料のお払い込みが必要となります。また、B級職種→A級職種への変更の場合、保険金額・日額は変更せず、保険料の差額について返還します。

※保険料は性別・年齢にかかわらず同一です。

※2022年4月1日以降始期契約の補償内容を記載しております。今後の商品改定により補償内容が変更となる場合がありますので、最新のパンフレットをご確認ください。

※賠償責任保険金(賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約)をセットしないご契約も可能です。ご希望の場合には、取扱代理店までお問い合わせください。

保険金のお支払いについて

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害共通	急激かつ偶然な外来の事故によるもの	—	次の事由によって生じた傷害 ●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ●被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●被保険者の無免許運転、法令に定める酒気帯び運転または麻薬などを使用しての運転中に生じた事故 ●被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失 ●被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱または暴動(ただし、テロ行為を除きます。) ●おうちうち症または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないもの
死亡保険金	傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 (同一の契約年度に生じた事故による傷害に対して既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。)	次の間に生じた事故によって被った傷害 ●被保険者が【別表1】に掲げる運動等を行っている間 ●自動車等、モーターボートなどの乗用具を用いて競技等をしている間、または競技場等において競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間
後遺障害保険金	傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度により死亡・後遺障害保険金額の4%～100% (契約年度ごとに合算し死亡・後遺障害保険金額をもって限度とします。)	告知義務違反によりご契約が解除された場合
入院保険金	傷害により、入院した場合	1日につき、入院保険金日額 (ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院のみ)	
手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合 (ただし1事故につき手術1回が限度)	入院保険金日額に手術の状況に応じて定める倍率(入院外の手術5倍・入院中の手術10倍)を乗じた金額	
通院保険金	傷害により、通院した場合 (通院とは、医師が必要であると認め、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領のためのものは含みません。)	1日につき、通院保険金日額 (ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院で、かつ、90日が限度)	

【別表1】 保険金を支払わない運動等について
山岳登山(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動(注1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。))をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。
(注2)グライダーおよび飛行船を除きます。
(注3)職務として操縦する場合を除きます。
(注4)モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等)をいいます。))を除きます。

賠償責任保険金	被保険者が、イ、ロの偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の財物を壊してしまったり(注)、法律上の損害賠償責任を負った場合 イ、被保険者である本人が居住する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 (例)ご自宅の屋根瓦や窓辺に置いてあった物が落ちて通行人にケガをさせた。(不可抗力の場合を除きます。) ロ、日常生活に起因する偶然な事故 (例)1.自転車運転中に、通行人にケガをさせた。 2.買物中、誤って商品を破損させた。 3.ゴルフプレー中にボールが人に当たりケガをさせた。 (注)日本国内において発生した事故により電車等を運行不能にした場合を含みます。 ※被保険者の範囲については、【別表2】をご参照ください。	被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金、訴訟費用、損害の発生または拡大を防止するために要した必要・有益な費用等、なお、損害賠償金は1回の事故につき、保険証券記載の賠償責任保険金額が限度。 ※国内示談交渉サービス付 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。なお、被保険者またはそのご家族が既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。	次の事由によって生じた損害 ●保険契約者、被保険者の故意 ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱または暴動(ただし、テロ行為を除きます。) ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波 次の損害賠償責任を負担することによって被った損害 ●被保険者の職務遂行に直接起因する賠償責任 ●同居の親族に対する賠償責任 ●預かっていたまたは借りていた他人の財物についての賠償責任 ●船舶・車両などの所有、使用または管理に起因する賠償責任(車両には、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カート、身体障害者用車いす・歩行補助車を含みません。) 告知義務違反によりご契約が解除された場合
---------	--	---	---

【別表2】 賠償責任保険金(賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約)の被保険者の範囲について
賠償責任保険金(賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約)における被保険者は、本人のほか、次のいずれかに該当する方をいいます。
① 本人の配偶者
② 本人またはその配偶者の同居の親族
③ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子
④ 本人が未成年者または責任無能力者である場合は、本人の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(注1)。ただし、本人に関する事故に限ります。
⑤ ①から④までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(注2)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
(注1)監督義務者に代わって本人を監督する方は本人の親族に限ります。
(注2)監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は責任無能力者の親族に限ります。
なお、本人またはその配偶者との続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

★国内示談交渉サービス付
日本国内で発生したお支払対象となる賠償事故については示談交渉サービスが利用できます。ただし、相手方の同意が得られない場合、損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、被保険者にご協力いただけない場合等は利用できません。また「もらい事故」のように被保険者に損害賠償責任がない場合は、当該サービスの対象外です。

保険金のお支払いに関するご注意

- ・「急激かつ偶然な外来の事故」による「傷害」とは、転倒、落下、衝突などに代表される、突発的で外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害」をいい、靴ずれ、しもやけ、日やけ、各種職業病は該当しません。ここでいう「傷害」には、有毒ガスまたは有毒物質により急激に生ずる中毒症状を含みます(死亡保険金以外については、熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒を含みます)。
- ・保険金のお支払いは、保険期間中に生じた事故による傷害・損害を原因とする場合に限りま。
- ・入院保険金および通院保険金の支払いを受けられる期間中にさらに保険金の支払いを受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金を支払いません。
- ・傷害保険では、医師が必要であると認め、医師が行なう治療を受けることが保険金支払の条件となります。医師とは、医師法という医師を指します(鍼灸・マッサージ・指圧・整体・柔道整復師等の医業類似行為は医師の治療には該当しません)。
- ・柔道整復師(接骨院、整骨院等)への通院は、医師による診断が骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷の場合に限り、傷害の部位や程度に応じて認定を行ない、保険金をお支払いします。ただし、ご申告の傷病名を裏付ける明らかな事故があり、医学上妥当な通院回数であれば、医師への受診がなくても保険金をお支払いする場合があります。
- ・医師の指示がなく本人の判断(痛いという自覚症状等)だけで通院を続ける場合などは、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。
- ・被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靱(じん)帯損傷等の傷害を被った特定の部位(注1)を固定するために、被保険者以外の医師の指示によりギプス等(注2)を常時装着したときは、その日数について通院をしたものとみなして通院保険金をお支払いします。
(注1) 1. 長管骨または脊柱 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(ただし、長管骨を含めギプス等を装着した場合に限りま。) 3. 肋(ろっ)骨・胸骨(ただし、体幹部にギプス等を装着した場合に限りま。) 4. 中手骨含む手指、中足骨含む足指、鼻のケガの場合は固定期間の対象外です
(注2) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋(ろっ)骨固定帯、サポーター等は含みません。
- ・既往の疾病や障害等の影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。
- ・手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。

保険金のご請求について 万一、事故に遭われた場合

- まずご連絡ください。
事故が発生した場合には、事故の発生日からその日を含めて30日以内にご通知ください。

■取扱代理店 明治安田生命保険相互会社 コミュニケーションセンター 【受付時間】
フリーダイヤル(無料) 0120-555-282 午前9時～午後5時(土・日・祝日および年末年始を除きます。)

■または明治安田損害保険(株)にご通知ください。

ご通知いただかないと、保険金を全額お支払いできない場合がありますのでご注意ください。
特約の保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、次の書類をご提出いただく場合があります。

- ◆印鑑証明書、住民票等の被保険者(保険の対象となる方)であることを確認するための書類
- ◆他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等の、明治安田損害保険(株)が支払うべき保険金の額を算出するための書類

《代理請求制度について》

保険金について、被保険者(保険の対象となる方)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、被保険者の代理人がいないときは、次の方のいずれかが、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。この場合、約款に定める書類のほか、健康保険証の写しまたは住民票等の被保険者の代理人であることを確認するための書類をご提出いただく場合があります。

- ①被保険者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限りま。)
- ②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、被保険者と同居または生計を共にする3親等以内の親族
- ③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限りま。)

※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

- 必ずご相談ください。
賠償責任を補償する特約をあわせてご契約の場合で、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、賠償事故などに関わる示談につきましては、必ず明治安田損害保険(株)とご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前にご相談なく示談された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。